

Title	防長守護小考
Sub Title	A study of Bocho shugo
Author	佐藤, 秀成(Sato, Hidenari)
Publisher	三田史学会
Publication year	2013
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.82, No.1/2 (2013. 4) ,p.21- 38
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文 挿表
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20130400-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

防長守護小考

(一)

文永の役後、西国を中心に行われた守護遷替の一つとして、防長守護に北条宗頼が補任された。佐藤進一氏はこの宗頼補任を、再度の蒙古襲来に備え、守護には指揮命令を徹底するための強い指揮権を持たせることが必要となり、「門地・家柄」という外形的な権威」から執権時宗の弟宗頼を守護に補任したとされ、以後防長守護は「諸国一般の守護以上に強力な権力をもち、一に長門周防探題と称せられた」⁽¹⁾とされている。

この防長守護に関する近年の研究では、藤井崇氏が外岡慎一郎氏の視角⁽²⁾を継承し、「広域支配機関の地域権力化の度合いに着目」⁽³⁾して防長守護を「長門探題」と捉えられている。これに対し秋山哲雄氏は、「長門

佐藤 秀成

国守護職次第」を考察対象とし、長門国守護を「探題」⁽⁴⁾とはされず、あくまで守護として論じられている。両氏以前には、川添昭二氏が文書に記された「長門探題」の呼称をもとに時直だけを「探題」とし、それ以前を守護とされ⁽⁵⁾、また、児玉真一氏が「長門探題」を幕府の組織の一つではなく、防長守護の通称として捉えられているが、その具体的な権威の実態を明らかに⁽⁶⁾はなし得ていない。

以上のように、防長守護を「探題」と捉えるかどうかについてはいくつかの説があり、定説がない。そこで、本稿では、先行研究を踏まえながら、防長守護を「探題」と捉えるかどうかについて、防長守護発給文書・受給文書及び関連文書の分析を中心に若干の考察を加えることとする。

(二)

古文書に見られる「長門探題」の呼称は、川添昭二氏が指摘されているとおり、『伊予忽那文書』元弘三年三月二十八日付忽那重清軍忠状に「長門周防探題上野前司時直」と記されているものが唯一である。「探題」という呼称に関しては、熊谷隆之氏が指摘されているように六波羅探題でさえ「六波羅探題」と記された文書は確認されていない。この点だけから考えると防長守護に対する「長門周防探題上野前司時直」の呼称は一見「探題」の存在を示しているかのようである。しかし、関東下知状には防長守護をさして「守護」と記されたものだけが残存⁽¹⁰⁾している。また、鎌倉幕府の諸機関等を規定している『沙汰未練書』には、六波羅探題に関しては「六波羅トハ、洛中警護并西国成敗御事也」、鎮西探題に関しては「鎮西九国成敗事 管領、頭人、奉行、如六波羅在之」と記されているのに対し、「長門探題」に関する記述は一切ない。つまり関東下知状及び『沙汰未練書』からは、「長門探題」なる機関は存在せず、長門・周防には守護が在任し、「長門周防探題上野前司時直」は俗称の域をでるものではな

いとせざるを得ないのである。

それでは「探題」とはどういった機関なのであろうか。熊谷氏は六波羅探題に関して論じられる中で、「探題」を次のように定義されている⁽¹¹⁾。

「探題」という語は、鎌倉幕府においては六波羅と博多の首班のみならず、関東の執権と連署に対しても使われ、聴訴裁断をおこなう役、つまり裁許状に署判をすえる役職のことを意味した。また、引付の首班である引付頭人をさす表現として用いられる場合もあった。

ここで熊谷氏が言われるように「探題」を裁許機関と捉えたとき、防長守護の発給文書中に六波羅探題や鎮西探題のような裁許状が存在するかどうかは防長守護の性格付けの一つの指標となり得ると考えられる。表1は管見による防長守護発給文書の一覧である。この表からは、次の史料一が唯一の裁許状として見出せる。

〔史料一〕

長門国御家人光富小次郎氏久并伯父久朝与同国成吉名給主河田谷六郎政行・田浦九郎三郎景重相論守光名田畠山野事、

右、両方申旨子細雖多、所詮、件田畠山野依為成吉名

内、令領知之所、糺返当知行仁之後、有子細事、可經訴訟之旨、被仰含之間、既返与氏久畢、但当名本主長越五郎依差遣廼弱代官、被押領畢、且本領主成吉尼為当名内之旨、出注文之由、政行等雖申之、從承久以來、氏久等父祖知行之条、不論申歟、年記已經數拾年畢、非沙汰限之状、下知如件、

建治三年正月廿三日

(北条宗頼)
修理權亮判

長門国守光名に關する長門国御家人光富小次郎氏久・伯父久朝と同国成吉名給主河田谷六郎政行・田浦九郎三郎景重との相論に際し、年紀法をもつて裁許した裁許状である。この裁許状の発給者北条宗頼は、文永の役後の異国警固強化のために防長守護に就任したものであり、執權時宗の弟という出自、また周防・長門という防衛上の重要拠点の守護という位置から強い権限が与えられ、その権限の一つが右のような裁許権であつたと考えられなくもない。しかし実際には他国の守護の活動徴証にも裁許状の発給を見出すことができ、史料一のみならず一通から防長守護を六波羅探題や鎮西探題と並ぶ裁許機関と断定することは拙速と言えよう。

〔史料二〕⁽¹⁶⁾

大隅国櫛寝南俣院地頭職事

防長守護小考

右職者、貞応三年十月廿七日曾木太郎重能帶文治三年三月十三日故右大將殿御判御下文案・遠景入道施行并元久二年七月廿八日遠江入道殿御下知状訴申之間、就一方之申状、依難裁斷、給問状於重能之処、今櫛寝次郎清重法師息□冠者清綱帶建仁三年七月三日左衛門督御教書・遠江入道殿御副文并建保五年正月日問注所勘状、同年八月廿二日右大臣殿政所下文・貞応三年四月十四日右京權大夫殿御下知状・同年五月廿六日相模・武藏兩守殿御副文等、訴申之間、見合両方証文之処、建保五年於問注所、彼是对決之後、就勘状同年八月賜政所下文之上、貞応三年四月又自大夫殿賜安堵之御下知畢、其上不及問注歟、仍於件職者、清重法師男清綱如元無相違可領掌之、但有此外之子細者、可尋糺之状、下知如件、

嘉祿元年八月 日

(北条朝時)
散位平(花押)

右の史料二は、大隅国櫛寝南俣院地頭職をめぐる訴訟に対する守護北条朝時の裁許状である。藤井崇氏は史料一の裁許に關し、「防長御家人の幕府への出訴を許可するか棄却するかの選択に起因する程度の裁判権は原則的に付与されていたのではなからうか」と推測されている⁽¹⁷⁾

が、この史料二も幕府への出訴に及ばないものと考えられる訴訟への裁許状である。よって、史料一・史料二を比較検討したとき、史料一をもって「探題」と位置付けるにふさわしい裁許権を持った機関の裁許状とは考えられない。つまり、史料一から北条宗頼を「長門探題」とすることは、困難であると言わざるを得ないのである。

また、防長守護発給文書全体を通覧し、裁許権以外の面から、他国の守護の活動微証と比較した場合も、防長守護の権限に特筆すべきものは見出せない。

さて、「探題」は裁許機関であると同時にその有する権限を広域におよぼした広域統括機関でもあった。六波羅探題は「西国」を、鎮西探題は「鎮西九国」をその管轄圏とする広域統括機関であり、探題の下には各国の守護が存在した。⁽¹⁹⁾仮に「長門探題」を想定すると、「探題」管轄下に長門国守護・周防国守護が設置されていたことになるが、その発給文書の宛所等に長門国守護・周防国守護を見出すことはできない。表1より宛所に記された文書受給者を検討すると、平左衛門尉は得宗被官の平頼綱と考えられ、守護に比定できない。また、長門掃部左衛門尉・伊藤左衛門尉・小笠原二郎入道蓮念・小笠原彦太郎はいずれも一般御家人の庶流と考えられ、これ

も守護に比定できず、防長守護の被官、守護代と考えられる。⁽²⁰⁾さらに、小野太郎三郎は豊浦郡小野村と縁故のある武士⁽²¹⁾と考えられ、厚六郎左衛門入道は厚狭郡厚狭郷より起った厚氏である。⁽²²⁾光富小次郎は豊浦郡光富名を苗字の地とする武士であり、永富氏も永富名を苗字の地とする武士である。⁽²³⁾小野氏以下はいずれも在地武士であり、これらも守護に比定することはできない。よって文書受給者に「探題」管轄下の守護を見出すことはできないのである。

つまり、文書から読み取れる職権事項や文書受給者を検討した結果、防長守護の発給文書からは「長門探題」を規定することはできないのである。

(三)

前節においては、発給文書の分析から防長守護を「長門探題」と規定し得るかどうかが考察を加えたが、本節では受給文書からその機能・権限を考察することとする。⁽²⁴⁾表2は防長守護を宛所とする文書の一覧である。異国降伏祈禱の命令、裁許の下達命令、二宮造宮関連の命令が関東からの御教書で行われている。また、六波羅探題からの文書が、管見の及ぶところ三通残存し、守護代・地

頭らの押領・非法行為の子細調査が命じられている。

〔史料三〕⁽²⁵⁾

長門国阿弥陀院寺別当代相恵申、当寺敷地堺内壱町余事、去永仁五年九月七日関東御教書如此、前守護代押領云々、何様可候哉、仍執達如件、

永仁六年四月十六日

右近将監（花押）
（北条宗方）
前上野介（花押）
（北条宣直）

武藏右近大夫将監殿

史料三の六波羅御教書は、阿弥陀寺別当代相恵が、敷地内の一町余を守護代が押領したと訴えたことに關する審理過程で、関東から六波羅探題へ出された調査命令を受けて、六波羅探題がさらに現地長門国守護北条時仲に調査を命じた施行状である。次の史料四は関東から六波羅探題へ宛てて發給された調査命令の関東御教書である。

〔史料四〕⁽²⁶⁾

長門国阿弥陀寺別当代相恵申、当寺敷地堺内壱町余事、右大将家御消息副訴状具書如此、早可被尋成敗之状、依執達如件、

永仁五年九月七日

陸奥守（花押）
（北条宣時）
相模守（花押）
（北条貞時）

上野前司殿
（北条宗宣）

防長守護小考

（北条宗方）
右近大夫将監殿

右の関東御教書は、関東申次西園寺実兼からの訴状をうけて関東から六波羅探題へ出された調査命令であるが、この史料三・史料四の二通の文書からは、当該案件に關する訴訟の経過として、関東から六波羅探題へ、六波羅探題から現地長門国守護へと命令の伝達がなされていたことが確認できる。つまり、長門国守護は関東から命令を直接受けたのではなく、六波羅探題を介して受けているのである。

さて、次に示す史料五・史料六も六波羅探題から長門国守護に宛てて發給された文書である。いずれも松嶽寺の僧が寺領を地頭に濫妨されことを訴えたことに始まる裁判過程での「尋沙汰」を六波羅探題が現地長門国守護に命じた文書である。史料五と史料六の間には十五年の時間の経過があるが、これは、史料五の段階では濫妨を完全には停止しえず、史料六に至ったためと考えられる。そして、史料六をうけて長門国守護北条時直は九月・十月の二度にわたって地頭厚六郎左衛門入道に宛てて召文を發給している。⁽²⁷⁾

〔史料五〕⁽²⁸⁾

長門国厚狭郡松嶽寺々僧申、同国厚保地頭朝尚濫妨当

内 容	出 典	遺文番号
豊後国御家人の出訴を保留させた経緯を幕府に注進裁許	豊後日名子文書	12257
免田の承認	萩藩閤閥録七十一小野貞右衛門所持	12650
異国降伏祈祷の徹底を伝達	長府毛利家文書	14015
召文	防長風土記注進案八吉田宰判山野井村	17572
関東御教書の施行	樸木家文書	
灯油船の免除を認可	大和尊勝院文書	18673
灯油料船の免除を認可	赤間神宮文書	
異国降伏祈祷の徹底を伝達	赤間神宮文書	
灯油料船の勘過料の徴収を認可	龍王神社文書	
殺生禁断の範囲拡大	赤間神宮文書	
周辺への一般人の居住禁止	赤間神宮文書	
下知状下達の施行	三浦家文書	23745
二宮造営費用負担の伝達	長門忌宮神社文書	
一宮社番役勤仕命令	長門一宮住吉神社文書	25506
一宮廻廊材木注文にかかる注進状催促	長門一宮住吉神社文書	26871
下知状下達の施行	萩藩閤閥録九九ノ二内藤小源太	27316
当年所務の事、沙汰命令	二階堂氏正統家譜十	27765
召文	防長風土記注進案八吉田宰判山野井村	28531
再度の召文	防長風土記注進案八吉田宰判山野井村	28546
再度の召文	防長風土記注進案八吉田宰判山野井村	29024
一宮正殿造営に関する訴訟の散状提出命令	長門一宮住吉神社文書	29754
二宮荘内の守護分領を社家一円領とする命令	長門忌宮神社文書	
二宮造営用途催促	長門忌宮神社文書	30262
犯科人捕縛命令	武久家文書	
大般若経転読料所寄進	保阪潤治所蔵手鑑	31262
護良親王・楠木正成誅伐命令施行	武久家文書	

某」を「北条兼時」とした。
書には袖判がないが同様に時綱の奉書である。

一宮廻廊材木注文による沙汰伝達	長門一宮住吉神社文書	26839
一宮廻廊修理徹底催促	長門一宮住吉神社文書	26933
一宮廻廊材木納日記の持参を伝達	長門一宮住吉神社文書	27318

表1 防長守護発給文書一覧

年 月 日	文 書 名	署 判 者	宛 所
(建治二年)三月八日	北条宗頼書状	修理亮(宗頼)(花押)	平左衛門尉(平頼綱カ)
建治三年正月廿三日	北条宗頼下知状案	修理権亮(宗頼)判	
弘安三年七月十二日	北条兼時書下	平(兼時)(花押)	
正応四年三月十日	北条実政書下案	前上総介(実政)御判	松岳寺院主御房
正応四年五月廿三日	北条実政御教書	前上総介(実政)(花押)	自万覚仏房
永仁二年十月十日	北条実政施行状案	前上総介(実政)在御判	安田保地頭代
永仁四年八月十日	北条実政袖判御教書	(袖花押)(実政)	長門掃部左衛門尉
正安元年十二月廿二日	北条時仲袖判御教書	(袖花押)(時仲)	伊藤左衛門尉
正安二年七月廿三日	北条時村施行状写	御判	小笠原二郎入道(蓮念)
正安三年八月廿五日	北条時村袖判御教書	(袖花押)(時村)	伊藤左衛門尉
正安三年八月廿五日	北条時村袖判御教書	(袖花押)(時村)	伊藤左衛門尉
正安三年九月二日	北条時村袖判御教書	(袖花押)(時村)	伊藤左衛門尉
延慶二年八月十八日	平時仲施行状	前近江守平(時仲)(花押)	
正和元年七月九日	北条時仲御教書	前近江守(時仲)(花押)	小野太郎三郎
正和四年五月十二日	北条時仲袖判御教書	(袖花押)(時仲)	小笠原彦太郎
文保二年十二月三日	北条時仲袖判御教書	(袖花押)(時仲)	小笠原彦太郎
元応元年十一月十八日	北条時仲施行状案	前尾張守平(時仲)判	
元亨元年四月十五日	北条時直御教書	前上野介(時直)(花押)	金田庄直人等
元亨三年九月廿二日	北条時直御教書	前上野介(時直)(花押)	厚六郎左衛門入道
元亨三年十月八日	北条時直御教書	前上野介(時直)(花押)	厚六郎左衛門入道
正中二年三月二日	北条時直御教書	前上野介(時直)(花押)	厚六郎左衛門入道
嘉暦二年二月廿九日	北条時直御教書	前上野介(時直)(花押)	
嘉暦二年六月十二日	北条時直御教書	前上野介(時直)(花押)	二宮大宮司
嘉暦三年五月十七日	北条時直御教書	前上野介(時直)(花押)	光富小次郎女子
嘉暦三年九月廿二日	北条時直御教書	前上野介(時直)(花押)	永富弥太郎(季通)
元徳二年十月廿八日	北条時直寄進状	従五位下前上野介平時直(花押)	
正慶二年二月十日	北条時直御教書	前上野介(時直)(花押)	永富紀藤大夫跡(忠季)

※1……鎌倉遺文は「平某書下」とするが『花押かがみ三 鎌倉時代二』より「平

※2……時綱の奉書であり、鎌倉遺文26839号文書・26933号文書・27318号文

文保二年十一月六日	時綱奉書案	時綱	小笠原彦太郎
文保三年正月十四日	時綱奉書	時綱	小笠原彦太郎
(元応元年カ)十一月廿三日	時綱・為綱連署奉書	時綱在判 為綱	小笠原彦太郎

寺免田内北坂本杳野開發田并同荒野事、院宣・西園寺家御消息副具書如此、子細見狀、早可被尋沙汰候、恐々謹言、

徳治三年九月廿七日
(北条時仲) 越後守 (花押)

近江守殿

〔史料六〕

長門国松嶽寺々僧申、当寺領地頭濫妨事、繪旨・(西園寺実衡) 右大将家御消息副解決具書如此、子細見狀候、仍執達如件、

元亨三年八月十三日

(北条範貞) 右近将監在判
(北条維貞) 陸奥守

(北条時直) 上野前司殿

この史料五・史料六の二通が先の史料三と相違する点は、院宣・繪旨と関東申次施行状を受理したのが六波羅探題であり、その六波羅探題が案件処理のために当該の長門国守護へ調査を命じ、その間に関東からの指示を受けていないという点である。史料六に示された「右大将家御消息」は六波羅探題北条維貞に宛てられたものであり、これを受けた六波羅探題は史料六をもつて長門国守護北条時直に現地の調査を命じたのである。森茂暁氏が、朝廷へ提訴された訴訟が六波羅探題へ移管されてきた場合、「六波羅探題が関東の指示を仰ぐことなく、独自の

裁量において活動した」ことを論じられたが、この史料五・史料六はまさにその事例といえる。⁽³¹⁾

さて、この朝廷へ提訴された訴訟が関東へ移管されるのか、六波羅探題へ移管されるのかについては、外岡慎一郎氏が次のように整理されている。⁽³²⁾「関東移管の訴訟案件を抽出すると、大まかに、①興福寺・春日社関係、②港湾・関所関係、③禅宗寺院関係、④諸国有力寺社関係、⑤その他の五つのグループに分けられる」。これに対し、六波羅探題へ移管された案件に関しては、「若干の例外を除いて、六波羅探題所轄の諸国内で発生した殺害・刃傷・押領・年貢抑留等の犯罪に関する内容に一括できる」とされている。森氏も外岡氏の整理を支持されているが、ここに示した史料三・史料四からは関東へ提訴された案件の一つが守護代の「押領」停止要請であり、史料五・史料六からは地頭の濫妨停止要請が六波羅探題によって所掌されていたことがわかる。史料三・史料四の長門国阿弥陀寺を「諸国有力寺社」と考えることもできるが、外岡氏の整理を今一度確認すると、関東へ移管される訴訟案件は有力「寺社の修造等に関する訴訟」とされており、この「押領」に関する訴訟はむしろ六波羅探題へ移管されるべきものと考えられる。史料三・史料

四は氏の言われる「若干の例外」の範疇で考えるべきものなのであろうか。訴訟移管先の区分に関しては私自身確たる見解を有さないので今後の課題とせざるを得ないが、いずれにしても、朝廷から関東へ移管された案件を六波羅探題が施行するケースと、朝廷から六波羅探題へ移管された案件を六波羅探題が直接指示命令を下すケースの二通りがあり、六波羅探題へ移管された訴訟案件に關しては、森氏の言われることとく、「関東の指示を仰ぐことなく独自の裁量」で処理をしていたと考えられる。このことは、次に示す鎮西探題宛の御教書からも示すことができる。

〔史料七〕⁽³⁵⁾

菅三品雜掌宗清申、薩摩国々分寺領家与友貞和与事、
(長直)
今年三月三日綸旨・内大臣家御消息、(西園寺美衡)
副具如此、子細載
状候、仍執達如件、

正中二年三月十三日

(北条範貞)
左近将監御判
(北条貞将)
前越後守御判

(北条英時)
武藏修理亮殿

薩摩国国分寺の下地と年貢をめぐる争いにおいて御家人国分友貞との間で和与が成立したことを菅原長宣家雜掌宗清が報告し、この報告に基づいて鎮西探題から和与

防長守護小考

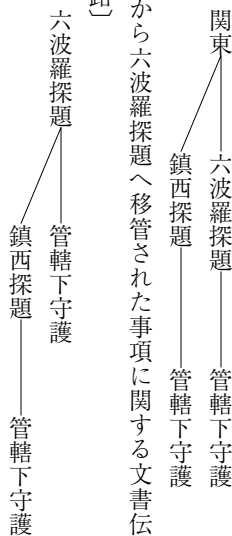
承認の下知状を得るために菅原長宣が朝廷へ申し出た結果、朝廷から当該案件を移管された六波羅探題が鎮西探題へ案件の処理を命じた御教書が右の史料七である。鎮西探題から下知状が発給されて和与が承認されることになったが、この案件が六波羅探題から鎮西探題へという残存文書では他に類例のない経路で処理されたことは、朝廷から六波羅探題へ移管された訴訟案件に關しては、関東の指示を仰ぐことなく六波羅探題独自の裁量で処理されていたことを如実に示すものとなる。⁽³⁶⁾

ここで今一度、本節の論点を整理すると、六波羅探題から防長守護に対し訴訟案件の処理が命じられた文書の伝達経路に起因する防長守護の位置付けという点にある。朝廷から直接六波羅探題へ移管された案件は、六波羅探題から処理命令が下され、たとえその訴訟対象地が鎮西探題の管轄下であっても六波羅探題から鎮西探題へという文書伝達経路が開かれていたのである。これに対し、関東へ移管された案件は関東で検討された後に、西国に關する案件は関東から六波羅探題へと伝えられ、その後、六波羅探題から当該国の守護へ施行を命じられていた。この関東からの指示を施行した六波羅探題発給文書と、⁽³⁷⁾
朝廷から移管された案件処理のため六波羅探題が発給し

た文書との間に同じ権限を認めることはできないであろう。つまり、史料三の六波羅探題御教書は、関東からの御教書を当該国の守護北条時仲へと施行したものであり、史料五・史料六・史料七とは違った権限で発給されたものと考えられるのである。この視点からは、文書受給者の相対的な違いが浮かび上がってくる。史料五の北条時仲、史料六の北条時直と史料七の北条英時は同じ位置関係にあるのだが、文書発給に際した六波羅探題の権限の差異から、史料三の北条時仲とは文書受給者としての位置関係も異なってくる。六波羅探題は関東からの指示命令を西国守護へ施行することをその職務としているが、鎮西探題へ宛てた施行例はなく、鎮西探題へ宛てては関東から直接、文書が発給されていた。朝廷から六波羅探題へ移管された案件処理はあくまで特殊な事象であり、鎮西探題宛の史料七をもつて史料三の北条時仲宛文書と同権限の文書として扱うことはできない。史料三の北条時仲と史料五の北条時仲は同一人物ではあるが、史料五を従来の文書伝達経路の枠外とした場合、ここでは史料三の文書伝達経路より北条時仲を守護と考えざるを得ないのである。つまり、文書伝達経路からは、鎮西探題と並ぶ「長門探題」を見出すことはできず、そこには防長

守護を認めるだけなのである。以上より、受給文書からは「探題」の存在を示しえないのである。

〔通常の文書伝達経路〕



〔朝廷から六波羅探題へ移管された事項に関する文書伝達経路〕

(四)

さて、守護の職権の一つに管内御家人への軍事指揮権がある。文永の役後、長門国守護二階堂行忠は長門国沿岸警固のための御家人が不足している旨を幕府へ訴え、増援を要請している。幕府はこの要請を容れて、周防・安芸両国に対し、長門国への増援を命じている。次の史料八は安芸国守護武田信時に宛て、管内御家人を率いて長門国警固へ向かうよう命じた関東御教書である。周防国守護に宛てた御教書は残存していないが、おそらく同様の御教書が発給されていたと考えられる。

〔史料八〕⁽³⁸⁾

(二階堂行忠)

長門国警固事、御家人不足之由、信乃判官入道行一令言上之間、所被寄周防・安芸也、異賊襲来之時者、早三ヶ国相共、可令禦戦之状、依仰執達如件、

建治元年五月十二日

武蔵守在判
(北条義政)
(北条時宗)

相模守在判

武田五郎次郎殿

(信時)

その後まもなく、御家人動員命令は備後国へも発せられ、次の史料九の関東御教書が発給されている。前者同様、周防・備後両国守護宛の御教書は残存していないが、この両国守護へも御教書は発給されていたと考えられる。

〔史料九〕

(39)

長門国警固事、無勢之由、被聞食之間、所被寄周防・安芸・備後也、且四箇国結番、警固要害之地、且異賊襲来者、相共可令防戦之状、依仰執達如件、

建治元年五月廿日

武蔵守在判
(北条義政)
(北条時宗)

相模守在判

武田五郎次郎殿

(信時)

翌年になると、長門国警固のための動員は山陽・南海両道へと拡大され、さらに御家人のみならず、本所一円地住人等も動員されたことが次の史料十からわかる。

〔史料十〕

異国用心事、以山陽・南海道勢、可被警固長門国也、

於地頭補任之地者、来十月中、可差遣子息之由、被仰下畢、早催具安芸国地頭御家人并本所一円之地住人等、可令警固長門国之状、依仰執達如件、

建治二年八月廿四日

武蔵守
(北条義政)
(北条時宗)

相模守在判

武田五郎次郎殿

(信時)

右の史料八・史料九・史料十からは安芸国守護武田信時の管内への軍事指揮権が明らかになるのであるが、安芸国の御家人・本所一円地住人等を率いて長門国へ到着した武田信時に対して、長門国守護はどのような権限を有して対応したのであろうか。長門国守護が安芸国守護へ具体的警固地の指定などを行ったことは推察されるが、長門国守護が上級権力者として安芸国守護に対して「軍事指揮権」と呼べるほどの権限を有していたかどうかは、右の史料からは判然としない。それどころか史料八・史料九に記された「相共」や史料九の「四箇国結番」の文言からは対等の立場が推察されるのである。史料十が発給された建治二年には長門国守護に北条宗頼が補任されており、「門地・家柄という外形的な権威」から宗頼の有する権限の大きさが考えられるのやも知れな

いが、史料八・史料九と史料十を比較したとき、そのような権限の拡大を見出すことはできない。つまりここに、長門国守護が、山陽・南海道諸国の守護に対し、上級権力者としての軍事指揮権を有していたと言い得ないのである。

〔史料十一〕⁽⁴¹⁾

異賊事、御用心厳密也、来八月中差下子息於安芸国所領、賊船若入門司関者、早随守護人之催促、属長門国軍陣、可令致防戦忠之状、依仰執達如件、

弘安四年閏七月十一日 相模守^(北条時宗) (花押)

兄玉六郎殿・同七郎御中^(家親)

右の史料十一は弘安の役に際し、関東から直接安芸国御家人兄玉繁・行・家親へ宛てて発給された動員命令の御教書である。もし賊船が門司関に乱入した時には、守護の催促にしたがって「長門国軍陣」に属し、防戦するよう命じたものである。ここに記された「長門国軍陣」とは、おそらく史料八・史料九の「長門国警固」を、実戦を想定して言いかえたものと考えられる。つまり、この御教書からも長門国守護が安芸国守護をその指揮下に置いていたとは考えられないのである。⁽⁴²⁾

蒙古襲来に際し、あるいは備える状態にあつて、長門

国守護が警固のために来国した諸国の守護に対し上級権力者としての軍事指揮権を有していたとは残存史料から言い得ない。つまり軍事指揮権の視点から、「諸国一般の守護以上に強力な権力」を有するような「探題」を想定することは困難であり、長門守護は安芸以下の諸国守護と「相共」に警護にあたる守護と言わざるを得ないのである。

(五)

防長守護発給文書及び受給文書、さらに関連文書を通覧、分析してきたが、防長守護を「長門探題」とし得るだけの確たる徴証を見出すことはできなかった。逆にその受給文書中に六波羅探題発給の文書を認めることによって、次のように結論付けられよう。

私はかつて拙稿⁽⁴³⁾において、文書伝達経路より六波羅探題の機能を考察し、六波羅探題を関東から西国へ宛てた文書の「施行機関」、「関東を凌駕できないでいた中間統括機関」と位置付けた。朝廷から移管された訴訟案件の処理に関しては、六波羅探題は関東の指示命令から独立した権限を有していたと考えられるが、朝廷から関東へ移管された事項に関しては、関東から西国守護への命令

伝達の際の「文書施行機関」の域を出るものではない。

六波羅探題が関東からの指示命令を鎮西探題へ宛てて施行した文書は存在せず、鎮西探題へは関東から御教書が直接発給されていた。つまり、六波羅探題から文書を伝達される受給者を六波羅探題と同等の「探題」と位置付けることは、鎮西探題宛文書が存在しないことから困難なのである。このことは史料三・史料四によって示される文書伝達経路より文書受給者北条時仲が「長門探題」ではなく、防長守護として位置付けられることを示しているといえよう。

『沙汰未練書』に「長門探題」の規定はなく、また発給文書から「長門探題」と言える確たる活動徴証を見出すことはできない。さらに蒙古襲来に際しての動員命令にも「長門探題」の指示に随うよう記されたものはない。これに受給文書に関する考察結果を加えることによって、「長門探題」なる呼称は俗称の域を出るものではなく、その実態はあくまで防長守護と結論付けられるのである。

本稿は、先行研究をこえる新たな見解を示すまでには至らないものではあるが、関連文書を通して防長守護に関する私見を整理した。多くのご意見を乞うものである。

註

- (1) 佐藤進一『増訂 鎌倉幕府守護制度の研究』（東京大学出版会、一九七一年。以下、佐藤進一第一著書）。
- (2) 外岡慎一郎「鎌倉幕府指令伝達ルートの一考察」（『古文書研究』二二、一九八三年）、「六波羅探題と西国守護」（『日本史研究』二六八、一九八四年）、「鎌倉末・南北朝期の守護と国人」（『ヒストリア』一三三、一九九一年）、「使節遵行と地域社会」（『歴史学研究』六九〇、一九九六年）等。
- (3) 藤井崇「鎌倉期「長門探題」と地域公権」（『日本歴史』六八九、二〇〇五年）。
- (4) 秋山哲雄「長門国守護職をめぐる」（『北条氏権力と都市鎌倉』第三部第三章、吉川弘文館、二〇〇六年）。
- (5) 川添昭二「長門探題」（『国史大辞典』、一九八九年）。
- (6) 兄玉真一「文永・弘安の役を契機とする防長守護北条氏の一考察」（『白山史学』三〇、一九九四年。以下、兄玉真一第一論文）。「鎌倉時代後期における防長守護北条氏」（『山口県地方史研究』七一、一九九四年。以下、兄玉真一第二論文）。
- (7) 川添昭二前掲文。
- (8) 『鎌倉遺文』三三二〇六八号。
- (9) 熊谷隆之「六波羅探題考」（『史学雑誌』一一三・一七、二〇〇四年）。
- (10) 『東京大学法学部資料室所蔵文書』弘安十年十月十三日付関東下知状案（鎌倉遺文）一六三六六号。には「守護人前上総介実政」、「三浦家文書」文保元年八月廿三日付

されてはならず、論証は不十分なものとなっている。この書状形式に関しては私自身、確たるものを有さないのので後考を期したい。

(元亨三年)
八月六日

沙彌靜悟

謹上
(北条維良)
陸奥守殿

(25) 「赤間神宮文書」〔鎌倉遺文〕未収録。

(26) 「長府毛利家文書」〔鎌倉遺文〕一九四四五号。

(27) 「防長風土注進案八吉田宰判山野井村」〔鎌倉遺文〕二八五三二号と二八五四六号。

長門国松嶽寺々僧申当寺領北坂本杳野田地并荒野等事、繪旨并今年八月十三日六波羅施行副具、如此、子細見狀、早可被參対、仍執達如件、

元亨三年
九月廿二日

(北条時直)
前上野介 (花押)

勘解由次官季房

謹上
(西園寺実衡)
右大將殿

厚六郎左衛門入道殿

長門国松嶽寺々僧申、当寺領北坂本杳野以下事、重申狀如此、就繪旨并六波羅施行、先度催促畢、所詮、来廿五日以前、可被參対、仍執達如件、

元亨三年十月八日

(北条時直)
前上野介 (花押)

厚六郎左衛門入道殿

(28) 「防長風土注進案八吉田宰判山野井村」〔鎌倉遺文〕一三三九二号。

(29) 「防長風土注進案八吉田宰判山野井村」〔鎌倉遺文〕二八四八三号。

(30) 「防長風土注進案八吉田宰判山野井村」〔鎌倉遺文〕二八四七九号。

長門国松嶽寺々僧申当寺領地頭濫妨事、繪旨副具、如此、子細見狀候歟之由、右大將殿可申旨候也、恐々謹言、

防長守護小考

- (31) 森茂暁「鎌倉時代の朝幕關係」(思文閣出版、一九九一年)。
- (32) 外岡慎一郎「鎌倉後期の公武交渉について」〔敦賀論叢〕一、一九八七年。
- (33) 森茂暁前掲著書。
- (34) 森茂暁前掲著書。
- (35) 「薩摩国分寺文書」〔鎌倉遺文〕二九〇四三三号。
一連の関連文書として菅三位家雜掌宗清申狀〔鎌倉遺文〕二九〇一六号、菅三位家和与狀〔鎌倉遺文〕二九〇一七号、後醍醐天皇繪旨〔鎌倉遺文〕二九〇二六号、西園寺実衡御教書〔鎌倉遺文〕二九〇一七号、鎮西下知狀〔鎌倉遺文〕二九一五八号が残存している。
- (36) 外岡慎一郎註〔32〕論文、森茂暁前掲著書でも六波羅探題から鎮西探題への文書伝達経路に関して論じられている

内 容	出 典	遺文番号
寺社への異国降伏祈祷の徹底を命じられる	防長風土記注進案八吉田宰判山野井村	17195
異国降伏祈祷の巻数の献上を命じられる	長門一宮住吉神社文書	17532
地頭の非法行為の子細報告を命じられる	東京大学史料編纂所所蔵文書	18605
押領事件の子細調査命令	赤間神宮文書	
異国降伏祈祷の徹底を伝達	龍王神社文書	
寺領と守護領との境界調査を命じられる	長府毛利文書	21934
裁許状の下達命令	三浦家文書	22964
地頭の非法行為の子細報告を命じられる	防長風土記注進案八吉田宰判山野井村	23392
二宮造営先例報告命令	長門忌宮神社文書	
二宮造営の段別米銭賦課命令	長門忌宮神社文書	23801
二宮造営沙汰命令	長門忌宮神社文書	
二宮造営沙汰命令	長門忌宮神社文書	
二宮造営沙汰命令	長門忌宮神社文書	
地頭濫妨事件の子細調査命令	防長風土記注進案八吉田宰判山野井村	28483
二宮庄内守護分領を社家一円領とするよう命じられる	長門忌宮神社文書	29690
二宮造営の段別米銭賦課命令	長門忌宮神社文書	30143
二宮造営役催促命令	長門忌宮神社文書	30783
二宮造営日時徹底命令	長門忌宮神社文書	

典とする同文の文書である。
 は「嘉元三年」の誤りである。鎌倉遺文 22297 号文書は同文の案文である。

表2 防長守護宛文書一覧

年 月 日	文 書 名	署 判 者	宛 所
正応二年十一月二日	関東御教書案	陸奥守(宣時)御判 相模守(貞時)御判	上総前司(実政)
正応四年二月三日	関東御教書案	陸奥守(宣時) 相模守(貞時)	上総前司(実政)
永仁二年七月廿七日	関東御教書	陸奥守(宣時)(花押) 相模守(貞時)(花押)	上総前司(実政)
永仁六年四月十六日	六波羅御教書案	右近将監(宗方)(花押) 前上野介(宗宣)(花押)	武藏右近大夫将監(時仲)
正安二年七月十三日	関東御教書写	陸奥守(宣時)御判 相模守(貞時)御判	武藏守(時村)
嘉元三年八月五日	関東御教書	陸奥守(宗宣)(花押) 相模守(師時)(花押)	右馬権頭(熙時)
徳治二年五月九日	関東御教書	陸奥守(宗宣)(花押) 相模守(師時)(花押)	武藏右近大夫将監(時仲)
徳治三年九月廿七日	六波羅御教書	越後守(貞顕)(花押)	近江守(時仲)
延慶二年四月八日	関東御教書	陸奥守(宗宣)(花押) 相模守(師時)(花押)	近江前司(時仲)
延慶二年十一月七日	関東御教書	陸奥守(宗宣)(花押) 相模守(師時)(花押)	近江前司(時仲)
応長二年三月二十日	関東御教書	陸奥守(宗宣)(花押)	近江前司(時仲)
正和四年八月五日	関東御教書	相模守(高時)(花押) 武藏守(貞顕)(花押)	尾張前司(時仲)
文保三年正月廿五日	関東御教書	相模守(高時)(花押) 武藏守(貞顕)(花押)	尾張前司(時仲)
元亨三年八月十三日	六波羅御教書案	右近将監(範貞)在判 陸奥守(維貞)	上野前司(時直)
嘉暦元年十二月廿日	関東御教書	相模守(貞時)(花押) 修理大夫(惟貞)(花押)	上野前司(時直)
嘉暦三年二月十六日	関東御教書	相模守(守時)(花押)	上野前司(時直)
元徳元年十一月廿九日	関東御教書	相模守(守時)(花押)	上野前司(時直)
元徳三年六月廿五日	関東御教書	右馬権頭(茂時)(花押) 相模守(守時)(花押)	上野前司(時直)

*1……鎌倉遺文 17533 号文書は「防長風土記注進案八吉田宰判山野井村」を出

*2……東京大学史料編纂所古文書データベースより、鎌倉遺文の「嘉元二年」

が、関東へ移管された訴訟内容との整理に関し、前述のような不十分さが見られたり、官制上の問題でも整理しきれない。

(37) 拙稿「六波羅探題発給文書の伝達経路に関する若干の考察」(『古文書研究』四一・四二合併号、一九九五年)において、六波羅探題発給文書の整理を行っている。

(38) 「東寺百合文書ヨ」(『鎌倉遺文』一一九一〇号)。同文の文書が「白河本東寺文書五」(『鎌倉遺文』一一九一一号)にも存在する。

(39) 「東寺百合文書ゐ」(『鎌倉遺文』一一九一三号)。

(40) 「東寺百合文書リ」(『鎌倉遺文』一二四四九号)。

(41) 「毛利家兒玉文書」(『鎌倉遺文』一四三八九号)。兒玉左衛門入道宛、同文の案文が「萩藩閥閥録十九兒玉四郎兵衛所持」(『鎌倉遺文』一四三九〇号)にある。

(42) 秋山哲雄は前掲論文において、「この文書からは、長門守護が通常の守護とは異なる軍事指揮権を持っていたと推測することが可能であろう」とされている。これは、藤井崇が前掲論文で示された防長守護の「両使」派遣システムを「一般的な守護よりも大きな権限を持っていたとしても不思議ではあるまい」と評価したことによるが、この史料十一から「長門守護が通常の守護とは異なる軍事指揮権を持っていたと推測することが可能」とまで言い得るか疑問である。

(43) 前掲拙稿。この論文で私は史料六を「長門探題」へ宛てた文書としているが、本稿にあたり防長守護宛と訂正する。